

# 第6次九戸村行政改革大綱

平成22年3月

九 戸 村

## 第 6 次 九 戸 村 行 政 改 革 大 綱

はじめに

今、地方自治体は、多様化する住民ニーズ、少子高齢化、地方分権の進展などに応えられる政策立案能力の向上、さらには高度情報化社会に対応した一層の I T 化等、事務事業の向上を目指した新たな行政システムの構築が求められています。

このような背景を踏まえ、これからの九戸村の行政は、「何をすべきか」「何に取り組んでいくのか」を見極め、自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように、行政組織体制を強化し、村民福祉の向上と個性豊かな九戸村の創造に邁進して行かなければなりません。

そして、村民と行政との役割分担を明らかにする中で、村民と行政が一体となって村民総参加の地域づくりを推進する必要があります。

当村では、昭和 6 1 年行政改革大綱を定め、事務事業や行政組織機構を見直し、事務の効率化など各種の改善に努めてきましたが、バブル崩壊から長引く景気の低迷による税収の伸び悩み、「三位一体改革」による地方交付税の大幅な減少、国県補助金の削減は、当村の財政にも大きな影響を及ぼしております。

このような、極めて厳しい財政運営を強いられる中、「小さくてもキラリと輝く村づくり」のため事業の選択集中、事務の効率化、職員の削減を行ったことにより、物件費、人件費、公債残高が減少するなど行財政改革の成果が表れてきております。しかしながら、今後の経済情勢等を勘案すれば楽観できる状況にはなく、更なる健全な財政基盤の確立への取り組みが必要です。

このようなことから、当村では行財政改革を喫緊の最重点課題として位置づけ、最少の経費で最大の効果を上げるべく、行政運営全般について不断の点検をしつつ、より一層の行政改革を推進していくため「第 6 次九戸村行政改革大綱」を策定し、村民のご理解とご協力を得ながら、この大綱に基づいて積極的な行政改革に取り組んで参ります。

## I. 行財政改革の基本的な考え方

地方分権の進展に伴い、地方自治体には自己決定・自己責任が求められ、自主性・自立性が発揮できるシステムの構築が急務とされています。また、多様化する村民の価値観や行政ニーズを的確に捉え、旺盛なサービス精神とコスト感覚に立脚した効率的な行政運営を行うことが重要となっています。

このことは、職員一人ひとりが自覚と責任感のもと、「全体の奉仕者」の原点に立ち返って、村民の信頼と負託に応える行政を進めていくことでもあることから、次の方向性のもとに行政改革を推進して行うものとします。

### (1) 社会経済情勢の変化への柔軟な対応

社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴う新たな行政課題に迅速・的確に対応していくため、既存の枠組や前例にとらわれることなく、柔軟な発想のもとにスクラップ・アンド・ビルドの視点から新たな見直しを行っていくものとします。

### (2) 自主・自立的な行政体制の確立

地方分権の推進に伴い地方自治体は、自己決定・自己責任のもと、自らの判断と創意工夫により行政を運営していくことが求められています。

このことは、村民のための行政は村民の身近な自治体において自らの判断と責任により処理することを意味しています。このため、村民総参加の促進を図るとともに、十分な情報提供と従来にも増して透明性の確保を図り、村民に分かりやすい自主・自立的な行政体制の確立を目指します。

### (3) 簡素で効率的な行政運営の確立

当村の財政は、地方交付税等の減少や税収の伸び悩みなど、極めて厳しい状況に直面しておりますが、事業の選択、効率化により地方債が減少傾向にあり行財政改革の成果が一部見られるもの、昨今の経済情勢等を勘案すれば楽観できる状況にはないものと考えます。健全な財政基盤を確立するため、個々の事務・事業について経済の根本原則である「最少経費で最大効果」を発揮できるよう、徹底した簡素・効率化を図っていくものとします。

### (4) 村民に信頼される分かりやすい行政の推進

情報管理の適正化に努め、平成14年度に制定した「九戸村情報公開条例」を基本に一層の情報の公開・提供を積極的に推進し、村民総参加の行政推進の機会拡充に努めるとともに、行政の公正性・透明性を高め、村民に信頼される分かりやすい行政を推

進していくものとします。

## II. 行政改革の推進期間及び推進方法

### (1) 推進期間等

この大綱は、平成 22 年度から概ね 5 年間で推進期間とし、実施計画を策定して実施するものとします。

なお、実施計画は、当面 2 年間について作成し、その後の計画については、見直しを行い策定するものとします。また、この大綱に掲げた推進事項以外についても、自らの創意と工夫により見直しを行い、改革に取り組んでいくものとします。

### (2) 推進方法

行政改革は、全職員の英知を結集して取り組む必要があることから、全庁的な推進体制である九戸村行財政改善推進会議を中心として推進します。また、村民の評価や意見を絶えず把握しながら推進することが大切であることから、大綱及び実施計画を公にするとともに、村議会をはじめ幅広い村民の意見を踏まえて、行政改革の進行管理に反映させて行くものとします。

## III. 行政改革の推進項目

### 1. 事務事業の見直し

限られた財源の中で新たな行政課題や複雑多様化する行政ニーズに迅速且つ的確に対応していくためには、事務事業全体にわたり絶えず見直しを行い、緊急度、優先度の高いものから効率的に事務事業を実施するとともに、村民の立場に立った行政サービスの向上に努めて行くことが必要です。

#### ●基本理念＝「無理、無駄、無益の排除」

#### (1) 事務事業の整理合理化等

行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、投資と効果等を十分勘案し、一層の事務事業の合理化を図り、また、施策の重点化を図るなど効率的な行政運営に努めます。

#### 【基本推進事項】

- ① 効果的な政策展開と効率的な事務事業の執行を図るため、行政執行を客観的に評価する事務事業評価を実施します。
- ② 既存の各種委員会・審議会協議会等について、必要性や委員構成等の見直しを進め、可能なものは整理統合を図ります。
- ③ 審議会・委員会等委員の公募化を推進するほか、男女共同参画社会の構築を念頭にした委員の構成を図ります。
- ④ 経常経費の徹底的な削減と経理事務の効率化を進めます。

## (2) 住民・企業・NPO等との協働

逼迫した財政状況の中、地域の課題やニーズに対応するため、住民と行政が互いに協働し取り組んでいくことが重要であり、その体制と機会づくりに努めます。

### 【基本推進事項】

- ① 協働に関する指針を作成し、これに沿って協働を進めます。
- ② 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革に積極的に取り組みます。

## (3) 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、費用対効果等総合的な視野に立ち終期の設定を行う等見直しを進めます。

委託料については、各種業務委託に係る委託のあり方及び委託料金の見直しを行います。

### 【基本推進事項】

- ① 補助金及び負担金については、行政効果等を精査し一層の適正化に努めます。
- ② 類似補助金等の整理統合を図ります。

## 2. 組織機構の見直し

時代の要請、時代の変化に迅速かつ的確に対応するため、政策形成機能、企画調整機能の充実強化を図るとともに、業務の縦割りによる弊害を可能な限り排除し、総合性・機能性が発揮でき、また、限られた財源及び職員でより機動的・効率的に運営できる組織機構の構築を目指し、見直しを行います。

### ●基本理念＝簡素で効率的・機動的な行政組織の構築

#### 【基本推進事項】

- ① 行政組織機構の見直し

## 3. 定員管理及び給与制度の適正化

新たに生ずる行政需要への対応については、厳しい財政事情の中行政責任範囲を見極め、事務事業の見直しや民間活力を活用するとともに、業務遂行手法の改善を進め事務総量の縮減を図ることにより、適正な職員配置を行い定員管理に努めます。

給与制度については、職務と責任に応じた職務給及び均衡の原則を基本として、公務員給与制度改革を見ながら、村民の理解を得られる制度の適正化を図っていきます。

### ●基本理念＝定員及び給与制度の見直し

### (1) 定員管理の適正化

適正な定員管理を推進するために、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託の推進、情報化による事務処理の効率化等を積極的に進め、新たな行政需

要には原則として配置転換等の内部努力により対処するよう努めます。

**【基本推進事項】**

- ① 定員モデル等を基本として当村の実態を踏まえ、定員管理適正化計画の見直しを進め、適正な職員配置に努めます。
- ② 業務内容の精査、民間委託等により業務量の縮減を図るとともに、IT化を推進し事務の省力化に努めます。
- ③ 職員の年齢構成を適正なものとするため、定期的な職員採用に努めながら引き続き職員の削減を行います。

**(2) 給与制度の適正化**

財政基盤の確立の視点から、給与制度の適正化については、給与制度の透明性をより高めるとともに、引き続き国に準じた給与制度を尊重しつつ、地域経済の実態を考慮した給与水準の適正化に努めます。

**【基本推進事項】**

- ① 給与については、国及び他の自治体並びに民間等の均衡を保ち、適正な管理に努めます。
- ② 各種手当については、人事院勧告や社会情勢の変化にあわせ、支給対象、支給基準等を精査し、見直しを進めます。

**4. 人材の育成・確保**

多様化する行政需要の担い手である職員には、政策形成能力、法務能力等がより一層求められるとともに、村民の立場に立った旺盛なサービス精神が必要です。このため、多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、分権型社会を担い得る人材の計画的な育成のため、職員研修計画の見直しを進めます。

●基本理念＝職員の相互学習で役場の地力アップ

**【基本推進事項】**

- ① 職場研修及び各種団体が実施する研修を職員に受講させ、政策形成能力、法務能力及び基本的な接遇の向上を図ります。
- ② 職員研修実施規程を定め、これに沿って職員の自主研修を奨励します。

**5. 行政情報の提供、行政サービスの向上**

村民に対する職員の対応の改善に努め、ワンストップサービスの検討を進めるとともに、行政情報の電子化とその综合利用の促進に努めます。

●基本理念＝地域に密着した、村民にやさしい身近な役場づくり

## (1) 窓口等における対応の改善、行政サービスの総合化

常に村民感覚を意識した接遇に努めるとともに、ワンストップで行政サービスができるような窓口の一元化等の可能性について検討を進めます。また、各種申請手続きの簡素化や迅速化など窓口サービスの向上に努めます。

### 【基本推進事項】

- ① ワンストップサービスの検討を進めます。
- ② 行政の仕組みや利用方法をお知らせする、暮らしのガイドを作成し配布します。

## (2) 行政の情報化の推進

行政サービスの向上や行政改革を推進するうえで、行政の情報化は有効な方策であることから、庁内LANやインターネット、事務事業のシステム化、ネットワーク化及びデータベース化等を推進します。

### 【基本推進事項】

- ① 地域サポーター制度の周知と活用促進を図ります。
- ② 適時適切に情報インフラ整備を進めます。

## 6. 行政の公正の確保と透明性の向上

村民に開かれた信頼される行政運営を推進するためには、行政の公正性、透明性を高める必要があります。また、村民の行政情報に対する関心が高まっている中、村民との情報の共有化は、村民総参加の行政を推進するうえで必要な事項であり、情報の公開とともに情報提供の充実に努めます。

### ● 基本理念＝説明責任を全うできる行政執行

#### 【基本推進事項】

- ① 行政改革の内容と進捗状況を絶えずお知らせします。

## 7. 財政の健全化

当村は、地方交付税の減少や村税の伸び悩みなどにより、厳しい財政運営を強いられています。これまでの5次にわたる行財政改革により、行政機構の見直し、事務の効率化、経費の節減を行い財政基盤の健全化に努めてきました。しかしながら、今日の経済情勢や国・地方の財政状況等考えれば、楽観できる環境にはなく今後更に厳しい財政運営を強いられると思われれます。このため、「最少の経費で最大の効果」の原点に立ち返り、コスト感覚とサービス精神に徹したうえで、事務事業の見直し、施策・事業の重点化、歳入の確保や歳出の削減など財政運営の健全化に努めます。

### ● 基本理念＝住民の参画と理解による財政の健全化

#### 【基本推進事項】

- ① 収納率の向上と税負担の公平の視点から、滞納者に対する徴収対策を強化します。
- ② 各種使用料や手数料については、受益と負担の原則から見直しを行い、料金の適正化を進めます。
- ③ 村有財産の賃貸借料基準について検証し、料金の見直しを行い、財産貸付料の適正化に努めます。
- ④ 未利用地のリストを作成し、村有財産の売却を促進し、若者定住促進と合わせて活用を検討します。
- ⑤ 村債の発行残高を縮小し、公債費の抑制を図ることから、村債の新規発行にあたっては、当該年度の元金償還額以内の発行に留めるなど、プライマリーバランスの厳守に努めます。
- ⑥ 上水道事業、下水道事業、索道事業の業務見直しを行い、経営健全化を図り、一般会計からの繰り出し金等を圧縮します。
- ⑦ 村が出資している（財）九戸教育施設運営会、（株）九戸村ふるさと振興公社、（株）ナインズファームの経営改善を指導し、委託料等の圧縮を図ります。